

専修大学 SDGs チャレンジプログラム 2024



持続可能な開発目標（SDGs）推進委員会

はじめに

－「専修大学SDGsチャレンジプログラム2024」開催にあたって－

2024年度のSDGsチャレンジプログラムのテーマは、SDGs目標13「気候変動に具体的な対策を」といたしました。今年度のテーマを決定するため、事務局内で議論していた際に、一つの苦い経験が思い起こされました。それは、神田キャンパス10号館前の俎橋（まないたばし）交差点内に設置されている花壇「Si Flower Island」*に関連しております。この花壇は、本学がその維持管理を東京都から委嘱されたもので、2022年6月から試行的に植栽が開始されました。都心のコンクリートやアスファルトで囲まれた花壇ですので、夏の猛暑でも耐えられる品種を選定する必要がありました。そこで、特に選んだのが、ハイブリッド種のゼラニウム（スーパーゼラニウムチャンピオン）でした。私は、この品種であれば、夏でも絶対に大丈夫と自信たっぷりに、その植栽を提案いたしました。ところが、その年の夏は、なんとか暑さに耐えてくれたのですが、2年目（2023年）の夏には全滅状態となってしまったのです。2023年の夏は、気象庁が「10年に一度」クラスの暑さと警告した年でもありました。そのとき「やはり気候がちよっとおかしいなになっている」と実感いたしました。ちなみに現在は、シバザクラ（アメージンググレース）が繁茂して、花壇全体を覆ってくれています。



普段の生活のなかでできること、学校や地域など組織単位でできること、国や世界レベルですべきこと等、「気候変動に対する対策」に係わる強力なアクションを期待しております。多くの本学学生と高校生（付属高校・教育交流提携校）からのチャレンジを心よりお待ちしております。

*「学長伝書鳩」No.24「Si Flower Island－「神田神保町カルチャータン」の花園として－」
<https://www.senshu-u.ac.jp/news/nid00021540.html>

持続可能な開発目標（SDGs）推進委員会
委員長 ・ 専修大学長 佐々木 重人

1. 開催趣旨

本プログラムは、学内におけるSDGsに対する関心を高める取り組みの一環として、本学が独自に開催する学内コンテストです。参加者がSDGsの理念やその達成に貢献することの重要性を理解し、さらには他者に影響を及ぼす存在に成長することを期待するものです。なお、コンテストの参加に際して個人単位やグループ（ゼミナール、サークル等）単位での応募を受け付けます。

2. 専修大学SDGsチャレンジプログラム2024 グランドデザイン

- ①「**“【SDG13】気候変動に具体的な対策を”の達成に寄与する取り組み**」を募集します。
- ②「**“【SDG13】気候変動に具体的な対策を”の他、SDGsの17個の目標（SDG）から関連する項目を複数**」選択し、アクションプランとSDGsを関連付けて説明してください（SDGsの目標は相互に関連性が高く、多くの場合“特定のSDGを追求しようとする”と、別のSDGに影響する”という課題に直面するでしょう。本プログラムを通じて、参加者各位がそうした現状についての理解を深めることを重視します）。
- ③SDGsに取り組む主体が国家や企業等を包括していることから、より細かな目標達成指針として169のターゲットが設定されていますが、本プログラムにおいては、大括りに**17個のSDGをベース**としてアクションプランを考えてください。
- ④各コンテストでは、すべての取り組みが“持続的であること”を前提として、**PDCA（P=Plan（計画）、D=Do（実行）、C=Check（評価、検証）、A=Action（改善））サイクルを意識したアクションプラン**を募集します。

3. 応募資格

(1) 本学学生（学部、大学院）

(2) 高校生（本学の付属高校・教育交流提携校の生徒）

※個人単位、グループ単位（ゼミナール、サークル、有志等）いずれの応募も認めます（人数は問いません。ただしエントリー後のメンバー変更はできません）。

ただし、グループで応募の場合、専修大学、本学の付属高校、教育交流提携校と関わりが無いと判断されるグループでの応募は認められません。

※同じ学生・生徒が、複数のチームに所属することはできません（1人が代表者あるいはメンバーとして応募できる件数は1件です）。

4. 応募テーマ

「【SDG13】気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献するために、“現在の皆さん”が他者との協同等により取り組むアクションプランを募集します。

①「【SDG13】気候変動に具体的な対策を」の他、SDGsの17個の目標（SDG）から関連する項目を複数選択し、アクションプランとSDGsを関連付けて説明してください。

②応募時点における実践の有無は問いません。

③コンテストの結果、優れたプランと認められたものを表彰し、本学Webサイトにおいて広く広報します。

④応募に際し、後に示す応募フォームへの申請後、事務局にレポートを提出していただきます。

5-1. スケジュール（エントリー～審査の一連のプロセスを全てオンラインで行います）

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| (1) 2024年4月10日（水） | 応募要項公開・エントリー受付開始 |
| (2) 2024年6月19日（水） | サマリーの提出締め切りおよびエントリー期限 |
| (3) 2024年6月24日（月）～7月5日（金） | 第一次審査（サマリー審査） |
| (4) 2024年9月25日（水）14:00 | レポートの提出締め切り |
| (5) 2024年9月30日（月）～10月15日（火） | 第二次審査（レポート審査） |
| (6) 2024年11月13日（水）14:00 | プレゼン動画の提出締め切り |
| (7) 2024年11月18日（月）～12月2日（月） | 第三次審査（プレゼン審査） |
| (8) 2024年12月6日（金）頃 | 結果発表 |
| (9) 2024年12月14日（土）午前 | 表彰式（対面・オンライン併用） |
| (10) 2025年1月～ | Webサイト「専修大学×SDGs」に情報掲載 |

5-2. エントリーについて

「コンテストへの応募」を行うエントリーです。

- ①応募者（団体での応募の場合には代表者）の「氏名」・「学籍番号」
- ②コンテストに応募するアクションプランの「タイトル」
- ③応募するアクションプランが「達成に寄与するSDG」※

等を伺います。

このエントリーをもってコンテストへの参加が確定します。

エントリー フォーム

<https://forms.gle/9dsAhm2cPaa99fsX6>



※受付開始…2024年4月10日（水）

5-3. 提出していただく資料について

第一審査および第二次審査は、提出された資料に基づき審査を行います。

提出していただく資料については、本エントリーをしていただいた方に後日ご案内します。

6. 審査の視点

(1) ソーシャルインパクト

あらゆる人々のSDGsや17個のSDGへの理解や共感を高め、パートナーシップ(SDG17)を意識しながら、ポジティブなアクションを引き出す期待ができるものであるかどうか。

自分(たち)のアクションプランが実現した時に社会にどのようなインパクトを与えることが期待されるのかが示されるとなお良い。

(2) SDGsに対する理解・目標間の関連性

SDGsの意味や選定した17個のSDGについて、分かりやすく、端的に説明されているかどうか。アクションプランの内容が“17個のSDGのいずれに寄与するものか”が明確に説明されているか。

なお、17個のSDGが広範に設定されており、相互に関連性が高く、影響しあうものであることから、“寄与するSDGがある一方で反対に作用するSDGがある”場合には、その旨が明記されているとなお良い。

(3) 「【SDG13】気候変動に具体的な対策を」達成への貢献

現状を踏まえて、「【SDG13】気候変動に具体的な対策を」達成に貢献するアクションプランが提案できているかどうか。

(4) 明日からできるスモールアクション

本コンテストに応募するアクションプランがPDCAサイクルにおける「P=Plan (計画)」に相当するものであることを前提として、“自分(たち)がコンテスト終了後にどのようなアクションを起こすのか”という点まで触れられているかどうか。アクションの大小は問わない。

(5) 持続可能なアクション

応募したアクションプランが“コンテストのための提案”に留まることなく、「持続可能性」まで触れられているかどうか。新規性のある提案であればあるほど実現に結びつけるまでに一定の期間を要する。そのことを念頭に置き、“提案者(自分)が在学中にできること”と“後に続く仲間や後輩に引き継ぐこと”が表現されているとなお良い。

7. 表彰について

審査の結果、優秀と認められたアクションプランを表彰(学長賞、校友会長賞、育友会長賞などを授与)いたします。

8. 個人情報の取扱いについて

応募時に提供いただいた個人情報は、応募されたアクションプランの選考、コンテストの経緯・結果の広報、その他プログラムの運営等に際して使用し、その他の用途には使用いたしません。

9. 応募の際の留意点

(1) 提出資料及びプレゼンテーション動画作成の際の留意点

- ① エントリー時に応募したアクションプランの内容について、原則差し替え、変更はできません(第一次審査および二次審査において審査員からのアドバイスがあった場合に内容の一部変更をする等のケースは認められます)。
- ② コンテストの実施に際して提出した提出資料及びプレゼンテーション動画の使用に関する権利は、応募の時点で持続可能な開発目標(SDGs)推進委員会に帰属します。
表彰の有無にかかわらず、応募いただいたアクションプランの内容は、SDGsの普及啓発活動や教育活動などに利用されることを念頭に、一般公開することの趣旨にご賛同・ご了解のうえ応募してください。この場合、使用に関する使用料などは発生しないこともあらかじめお含みおきください。
- ③ (必須の要件ではありませんが) 社会課題の状況を説明するために統計や数字を使用する場合には、なるべく公的機関が公表しているものや最新の数字を用いてください(※インターネット上の私的なblogやニュース記事、ウィキペディア等の数字は、必ず出典元の資料や確かな調査を元にしたものかご確認ください。数字の裏付けが確認できない場合は、応募いただいても審査の対象外とする可能性があります。)
- ④ 引用を行う場合は、以下の文化庁ルールに従ってください。

ア	既に公表されている著作物であること
イ	「公正な慣行」に合致すること
ウ	報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
エ	引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
オ	カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
カ	引用を行う「必然性」があること
キ	「出所の明示」が必要(コピー以外はその慣行があるとき)

※捏造、改ざん、盗用等、不正があった場合は審査の対象外とする可能性があります。

⑤Web サイトや SNS など、インターネット上で他人がアップロードした写真や画像を無断で転載することは違法行為です。個人ブログ、Web サイトなどに掲載されている写真を使用する場合には、管理者やサイト運営者から使用許可を得たものを使用してください。所謂フリー素材を扱う Web サイト内の画像にあっても、加工の可否や使用用途に指定がある場合があります。画像使用前に必ず素材掲載元の利用規約に目を通し、問題ないことを確認したものを使用してください。

⑥提出資料及びプレゼンテーションの作成に際し、他者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等の知的財産権等を侵害することがないようにご注意ください。なお、万が一これに伴うトラブルが生じた場合については、専修大学は一切の責任を負いません。

※各種権利関係の確認に際して、以下のサイトも有用です。

・特許情報プラットフォーム | J-PlatPat … <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

・著作権等登録状況検索システム … <https://pf.bunka.go.jp/chosaku/eGenbo4/>

(2) 他のコンテストなどに応募・受賞歴があるものと同一または類似とみなされるものは応募できません。

(3) 入賞者には、事後の Web サイト掲載にむけて（誤りがある場合など表現の意図を損ねない範囲にて）後日、若干の修正作業をお願いする場合があります。

(4) 応募者、入賞者について、以下の行為等を行ったものはエントリーや入賞を取り消すことがあります。

①第三者を差別、誹謗中傷、脅迫し、あるいはプライバシー、人権等を侵害する行為。

②主催者の名誉・信用を傷付け、信頼を毀損する行為。主催者の運営を妨げる行為。

③その他法律、法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。

④企業、商品等の宣伝又は特定の政治団体・宗教団体等への勧誘を意図するもの。

⑤エントリー時に虚偽の申請があったもの。

⑥その他主催者が不適當・不適切と判断したもの。

【参考】

持続可能な開発目標（SDGs）とは

17 個のSDG



◆持続可能な開発目標 (SDGs) とは



「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」は、「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)」(2000年9月、国連ミレニアム・サミット)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。

国連加盟 193 各国が協同的なパートナーシップの下、計画を実行することを確認し、「地球に生きる誰一人取り残さない」という誓いを基本としており、先進国に限らず開発途上国も取り組むユニバーサル(普遍的)な目標として位置づけられています。

「持続可能な開発」。それは、現在のみならず将来を含めて、地球上で暮らすあらゆる人々が幸せに生活していくために必要な各種資源を確保・創出しながら進展する開発を指します。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」とは、人類と地球及び繁栄のための行動計画です。開発目標には“経済”、“社会”及び“環境”の3つの側面から、17のSDGと、それぞれのSDGに紐づく169のターゲットが設定され、人々の具体的な行動を促しています。



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



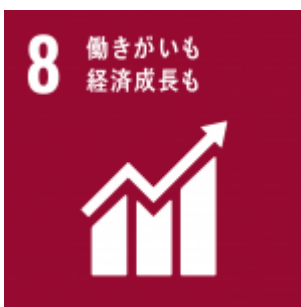
6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



8. 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る



10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



14. 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさを守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ（※）を活性化する

※グローバル・パートナーシップとは

SDGsの達成に向けて、“国家間の協力、連携が必要不可欠”という前提に立ち、提唱されているもの。

グローバル・パートナーシップが想定する協力、連携を市民レベルまで落とし込むと“国、政府、民間（企業等）、市民の連携”まで触れられており、「専修大学SDGsチャレンジプログラム」においては、“他者との協力、連携”として読み換えてください。



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

専修大学は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています